

令和7年3月26日

各小・中学校保護者 様

銚子市長 越 川 信 一
(公 印 省 略)

令和7年度 第3子以降の学校給食費の無償化について

平素より、本市学校給食の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第3子以降の子の学校給食費につきましては、県の補助制度により、学校給食費が無償となりますので、次の方法により申請してください。

ただし、小学生以上の子を3人以上扶養していない場合は、補助制度の該当ではありませんので、申請の必要はありません。

1 無償化の対象となる保護者

- ・ 子を3人以上扶養している。
- ・ 扶養している子のうち、3番目以降の子が市立小中学校で給食を食べている。
- ・ 国や市町村の負担において学校給食費の補助を受けていない。
- ・ 学校給食費を滞納していない。

2 無償化対象者の例（グレー網掛け太字箇所が対象者）

例	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	20歳被扶養者	16歳被扶養者	市立中学生	市立小学生	第3・4子
例2	22歳就労者	16歳被扶養者	市立中学生	市立小学生	第4子
例3	20歳被扶養者	18歳就労者	市立中学生	市立小学生	第4子
例4	20歳就労者	18歳就労者	市立中学生	市立小学生	該当者なし
例5	市立中学生	市立中学生	市立小学生		第3子
例6	公立高校生	市立中学生	市立小学生		第3子

3 申請方法

- ① 「銚子市学校給食費補助金交付申請書（様式第1号）」に、記入例を参考に必要事項を記入し、4添付書類のうちいずれか1つを裏面に添付してください。
- ② お手持ちの任意の封筒に申請書を入れ、のり付けして学校名、学年、クラス、児童生徒氏名を記入の上、4月18日（金）までに学校に提出してください。
ただし、対象者が複数いる場合には申請書は1通とし、一番小さい子の所属校に提出してください。

4 添付書類

16歳以上の被扶養者の健康保険資格情報のわかるものの写し（健康保険証の写しなど①～③のうちいずれか1つ）を、申請書裏面に貼り付けてください。
ただし、児童・生徒、未就学児分の添付の必要はありません。

①従来の健康保険証の写し（令和7年12月1日まで有効）

②マイナポータルログイン後の「健康保険証情報」を印刷したもの
注意）マイナンバーカードの写しは添付しないでください。

③保険者より発行される「資格確認書」の写し

※②・③を添付される場合は、学校給食センターにご連絡ください。

①～③のうち、
いずれか1つを
添付してください。

5 年度途中の申請について

当初の申請期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに全て満たすこととなった場合、申請書を速やかに学校へ提出してください。申請が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、ご注意ください（県外から転入してきた、扶養する子が増えたなどは無償化の対象となる可能性があります）。

6 年度途中で申請内容の変更が生じた場合

交付決定を受けた後に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合（扶養している子の人数に変更が生じた場合など）は、速やかに銚子市学校給食センターまで連絡してください。

7 その他

- ・ 要保護、準要保護を申請中の場合には本申請書を提出してください（要保護、準要保護が却下された際には本申請書により無償化となります）。
- ・ 対象者だけでなく、その世帯に過年度分の学校給食費の未納があった場合には却下となります。

お問い合わせ

銚子市学校給食センター

電 話 0479 (24) 0365

8:00～16:45

FAX 0479 (23) 6854

Mail kyushoku-1@city.choshi.lg.jp